

障害者差別解消法に係る再周知要請等について

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室
商務情報政策局情報処理振興課

昨年 4 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、1 年が経過しました。同法の更なる普及啓発と適切な運用のため、以下の御協力をお願いします。

1. 貴団体の加盟企業等に対する障害者差別解消法の再周知要請

平成 27 年 11 月、当省は、障害者差別解消法に基づき、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年経済産業省告示第 250 号。以下、「対応指針」という）を策定、公表し、策定当初と昨年末に貴団体の加盟企業等に対する周知をお願いしたところですが、同法施行後 1 年が経過したところ、対応指針の内容について再度伝達いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知をお願いします。

2. 貴団体の加盟企業等における「不当な差別的取扱い」等の好事例の収集

昨年度も同様の依頼をいたしました。障害者差別解消法の運用をさらに実効性のあるものとしていくため、「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」「環境の整備」の事例を収集させていただきます。

つきましては、貴団体の加盟企業等において、障害者に対する「合理的配慮の提供」の好事例がございましたら、別添 3 の調査表に記入の上、以下の要領にて御返送ください。なお、既に貴団体において取りまとめているものがございました場合は、そちらをそのまま御送付ください。

なお、前回の調査に基づき、内閣府が「合理的配慮の提供等事例集」を作成しておりますので、併せての周知をお願いいたします（別添 4）。

【回答要領】

回答期限：平成 29 年 6 月 16 日（金）

回答先：（メール）keizaisangyo-sangyojinzai-s@meti.go.jp

（FAX）03-3501-0382

（郵送）〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 酒井

3. 貴団体の加盟企業等に対する障害者雇用促進法の再周知要請

障害者差別解消法と同じく、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 46 号。）についても、昨年 4 月に施行されています。

同法は、事業主の障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めております。同法についても、これまで、障害者差別解消法と併せて貴団体の加盟企業等に対する周知をお願いしてきたところですが、再度の周知をお願いします。

【関連資料】

別添1 「障害者差別解消法リーフレット」

別添2 「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」

別添3 「調査表」

別添4 「障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】」

別添5 「障害者雇用促進法改正法パンフレット」

(お問い合わせ先)

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室 担当：松崎、酒井

電話：03-3501-1511（内線 2671）、03-3501-2259（直通）

FAX：03-3501-0382

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 担当：辻、中田

電話：03-3501-1511（内線 3971）、03-3501-2646（直通）

FAX：03-3580-6073